

議案第61号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定及び興行場等に用途を変更する建築物の使用許可に係る申請手数料を定めたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中74の項を76の項とし、46の項から73の項までを二項ずつ繰り下げ、45の項中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

46	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
47	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	120,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。